

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 22 日

長崎県立こども医療福祉センター 所長 松尾 光弘

1 競争入札に付する事項

産業廃棄物及び感染性産業廃棄物処理委託（単価契約）

2 競争入札参加者の資格要件

処理を委託する産業廃棄物に関する許可を有する収集運搬事業者及び処分事業者による産業廃棄物処理業務に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

ただし、処分事業者が収集運搬業務を行う場合又は収集運搬事業者が処分業務を行う場合はこの限りではない。

なお、この場合における処分事業者又は収集運搬事業者は、各業務ごとにおいて、当該業務に関わる他の共同企業体の構成員となることができない。

(1) 共同企業体としての資格要件

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体は、8 者以内で構成するものとする。

ただし、各構成員は、各業務において、当該業務に係わる他の共同企業体の構成員となることができない。

ウ 8 者以内が分担する業務は、産業廃棄物の収集運搬業務及び処分業務とする。

(2) 業務形態

業務形態は業務分担方式とし、その旨が共同企業体協定書において明らかであること。

(3) 共同企業体の代表者

ア 代表者は、この告示の前日に長崎県内に本社を有している者であること。

イ 代表者の名称が、共同企業体協定書において明らかであること。

(4) 共同企業体協定書

共同企業体の協定書は、様式第 5 号に示された「共同企業体協定書」によるものであること。

(5) 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の資格要件

ア 収集運搬業務を分担する構成員の要件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）による産業廃棄物の収集・運搬業務の許可を有する者

イ 産業廃棄物処理業務を分担する構成員の要件

廃棄物処理法による産業廃棄物の処分業の許可を有し、長崎県内において処分可能な者

3 競争入札に参加することができない者

(1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しな

い者である。

- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 業務執行に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札期日までの間において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく行政処分の措置を地方公共団体から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）
 - オ 産業廃棄物及び感染性産業廃棄物処理委託に係る受託実績

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の期間

この告示の日から令和 6 年 5 月 7 日（火）までの間（県の休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること（共同企業体は構成員ごとに作成すること）

- ア 法人にあっては、登記簿謄本

イ 個人にあっては次の(ア)及び(イ)

(ア) 本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村等が発行する住民票

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

カ 印鑑届(様式第2号)

キ 口座振替申込書(様式第3号)

ク 産業廃棄物及び感染性産業廃棄物処理委託に係る受託実績調査表(様式第4号)

ケ 共同企業体協定書(様式第5号)(ただし、共同企業体による申請の場合に限る)

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒854-0071 諫早市永昌東町24番3号

(名称) 長崎県立こども医療福祉センター 総務課 総務係

(電話) 0957-22-1300

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により申請者あて通知(郵送)する。

7 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書による資格取得の日から令和7年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者(共同企業体の場合は構成員のいずれかの場合を含む。以下同じ)が、3の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、3の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。